

1．大分市まちづくり自治基本条例について

1．大分市まちづくり自治基本条例とは

まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政が一緒に自治（市民主体のまちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

2．大分市まちづくり自治基本条例の必要性

地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化が進む中、厳しい財政状況により、政策の選択と集中を余儀なくされている行政が行う取り組みのみでは、全ての市民ニーズに対応することが難しくなっていることから、政策の形成過程等から市民が関わるができるように、基本的な方針などを明らかにすることも求められています。

このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。

3．大分市まちづくり自治基本条例ができた後のまちづくり

本条例に規定される内容の大部分は、既に大分市においても取り組まれているものであり、条例ができたことによって、「大分市のまちづくりが、すぐに大きく変わる」ということにはならないかもしれませんが、必要な情報を共有することで、市民参画の機会が確保され、市民の意見がより市政に生かされるようになりますので、今まで以上に市民主体のまちづくりが進むものと期待されます。

2. 大分市まちづくり自治基本条例のポイント

自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指す
ために市民主体でまちづくりを行う

市民総参加の原則
大分市のまちづくりに全ての
市民が参加することができるこ
とを示しています。

情報共有の原則
大分市のまちづくりに必要な
情報は皆で共有し、役立ててい
くことを示しています。

自治の基本原則

協働の原則
大分市のまちづくりに取り組むにあたっては、市民、
議会、行政がそれぞれの役割分担の下、一緒になって行
動していくことを示しています。

市民・議会・行政の役割と責務

大分市まちづくり自治基本条例制定後の大分市では、以下の役割分担が求められます。

市民は、まちづくりに
参画することができ
ます。
市民は、市政に関する
情報について、公開又は
提供を求めることがで
きます。
市民は、互いに権利を
尊重し、理解し、及び協
力するよう努めます。
市民は、自らの発言と
行動に責任を持ちます。

市民

大分市に暮し、学び・働く人

条文の一部を抜粋

市民の幸せな
暮らしの実現

議会

議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担います。
議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有します。

行政

市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行その他の権限を適正に行使します。
公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民福祉の向上に努めます。
職員は、全体の奉仕者として、公正・公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念します。

3. 大分市まちづくり自治基本条例の構造図

前 文

市民として、本市の豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定することを宣言しています。

第1章 総 則

1 目 的

市民主体による自治の実現を図ることを目的としています。

2 定 義

「市民」、「市長等」、「協働」、「総合計画」の定義付けをしています。

第2章 理 念 及 び 原 則

3 基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体のまちづくり

4 基本原則

市民総参加の原則
情報共有の原則
協働の原則

第3章 役 割 等

市 民

5 市民の権利
6 市民の責務

議 会

7 議会の基本的役割と責務

市 長 等

8 市長等の基本的役割と責務
9 市長の基本的役割と責務
10 職員の責務

第4章 自 治 の 仕 組 み

行政運営

〔 計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政評価や情報公開など市民に開かれた行政運営の仕組み等を規定しています。 〕

11 総合計画 12 財政運営 13 政策法務 14 条例の制定等の手続 15 行政評価
16 行政手続 17 情報公開 18 個人情報の保護 19 権利保護及び苦情対応
20 危機管理体制の整備等 21 行政組織の編成

市民参画等

〔 市民のまちづくりへの参画や意見を述べる機会の確保など、市政への参画の仕組み等を規定しています。 〕

22 市民参画 23 協働の推進 24 市民提案 25 市民意見の聴取 26 住民投票
27 審議会、懇話会等

まちづくりの推進

〔 地域コミュニティの支援や多様な文化の尊重など、さらなるまちづくりへの取組みを規定しています。 〕

28 都市内分権 29 地域コミュニティ 30 連携及び協力 31 多様な文化の尊重等

第7章 附 則

32 この条例の位置付け

本市の自治の最高規範であることを規定しています。

附 則

施行期日
この条例の見直し

数字は条文Noを示します。